

普遍的観点からみた象徴天皇制

山下正男

1

日本国憲法第1章“天皇”第1条～第8条によって規定された、いわゆる象徴天皇制はなかなかユニークなものであり、外国人にはもちろん、日本人にも理解が難しいところもあり、解釈もまたしばしば大きく分かれることがある。まず天皇という漢字表現からして世界の憲法の中では日本に独特であり、日本国憲法の天皇の英語訳はいちおう the Emperor となっているものの、この訳は外国では大いに誤解を招く恐れがあるからむしろ Tennō というふうにした方がいらいである。

さて、その Tennō であるが、これは明らかに Emperor でも Kaiser でもなく、ましてや King でもない。こうした Tennō というものをその特殊性の面で、固有性の面で掘り下げていくのも一つの有意義な仕事ではあると思うが、本論文はそうしたことはおこなわない。むしろ Tennō を普遍性の面から考察することを試みたい。

さて象徴天皇制は日本国憲法で規定されているのであるから、日本の天皇制を普遍的見地からみる場合にまず考えられる方法は各国憲法における元首の位置というものを考察し、比較するといったものである。というのも過去の憲法はもちろん、現行憲法でも、王制をとっている憲法はいくちもあるからである。しかしそうした方法はすでに比較憲法学において採用されているものであるから、いまさら屋上屋を重ねるつもりはない。とはいえ、日本国憲法は確かに幸か不幸かその成立の事情からして英米法的概念を使って構成されているので、母法とまではいえないが、英米における憲法はぜひとも参照せざるをえないであろう。しかし本論文の意図は比較憲法論ではなしに、各国憲法を超えたところできわめて普遍的、一般的なモデルを設定し、このモデルから、日本国憲法を含む各国憲法を俯瞰することにある。

自然科学においてはもはやギリシア数学、アラビア数学、ヨーロッパ数学などという名称は、過去においてはとにかくとして現在においては意味を失った。つまり自然科学は完全に世界的な規模で普遍化してしまったのである。しかし文化については現在のところまだ日本文化、ヨーロッパ文化、中国文化等々国名、地域名を冠る文化が林立している。これらの中でヨーロッパ文化が比較的大きな普遍性をもつが、そうしたヨーロッパ文化をお手本にして、日本文化を料理し断罪するのは必ずしもベストなやり方とはいえないし、第一そんなことをすれば必ず強

烈なナショナリズム的反動を生みだす。とはいえだからといってどの文化も同等の権利をもつという文化相対主義もあまり芸があるとは思えない。それゆえここで思いきって先輩の学たる自然科学のひそみに習い、思いきった普遍主義で文化の問題を扱ってみることにしたい。

さて天皇制といったものも優れて日本的な文化の問題であるが、この天皇制の問題を扱うに際していままでとられてきた方法の一つに、天皇制を日本文化の古層ないし深層において把握しようというものがあった。ところでこの深層ということばは、フロイト心理学の深層の概念と通じるものがある。すなわち日本文化という特殊な文化を理解するためには、日本民族の成立時点に於ける特殊経験をあばきださねばならず、それは成人の精神病理をその人間の幼時体験をあばくことによって理解しようという試みとパラレルだからである。しかし“深層”の概念にはもう一つのより新しい意味がある。そしてそれはチョムスキーによって提出された深層構造の言語理論である。この理論は自然言語を表層構造と見、その下に深層構造というもっと合理的なものが存在することを想定するもので、フロイト理論のように人間精神の深層構造はむしろ非合理的だという教えとは正反対の立場をとる。とはいえチョムスキーのいう深層構造の合理性も、自然言語の場合はたかが知れているのであり、より合理的な構造とは数学的論理学にほかならず、こうした論理学の立場に立って深層どころか、こんどは高層から俯瞰してみれば、そうした論理学のもつ普遍性のゆえに、印欧語とそれ以外の自然言語との間の優劣などはほとんど論じるに足らなくなってしまうのである。

2

以上のことから本論文の方法は、構造主義的立場、しかも論理的、数学的構造主義の立場にもとづくものであることが了解していただけたということと思う。そこでまずその第一歩として、義務論理学を基礎に置くことにしたい。というのも日本国憲法も法律文書である限りは御多分に洩れず、その文章はすべて義務論理学上のオペレーターをもっているからである。そしてそれらのオペレーターは図1に示した通りである。

さて問題の日本国憲法の第1章第1条であるが、これはつぎの通りである。

「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」

この文章は法律文であるくせに“である”というように平叙文(事実文)に使われる動詞が使われている。しかしこの“である”は実は“であるべし”という義務的動詞でなければならず、この“べし”は図1の“不許不”に相当する。そしていまの日本語の英訳はつぎのとおりとなっており、律儀に“shall (べし)”という動詞が使用されている。

“The Emperor shall be the symbol of the State and of the unity of the people.”

それゆえ「天皇が象徴的存在であることはいまに始まったことではなく、昔からそうであっ

た」というような主張は憲法第1条とはなんの関係もないといわねばならない。

英語の厳密さは首尾一貫しており、憲法の訳文の全箇条を通じて shall (べし, 不許不); may (できる, 許), shall not (できない, 不許) といったオペレーターが付加されているのである。

さて図1に示されたような義務論理的体系は数学では束 (lattice, Verband) 構造といわれ、しかもそうした束のうちの一つであるブール束といわれる。そして論理学は図1のような義務論理学に限らず、どんな論理学もブール束に属するのである。

ところで、憲法のみならず、すべての法体系はそうした義務論的オペレーターを冠する義務論的命題の集合からなるのであるが、そうした命題における主語となるものは法的人格つまりペルソナでなければならない。なぜなら法的人格とは権利義務の主体であり、義務論的命題とは権利命題 (許可命題) と義務命題 (不許不命題) といったものを意味するからである。

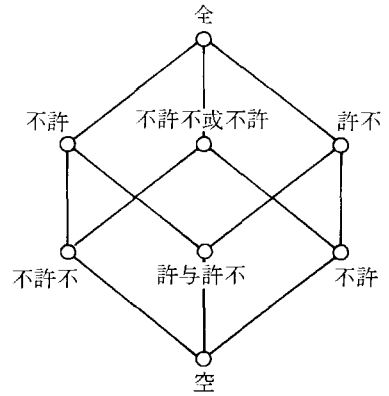


図1

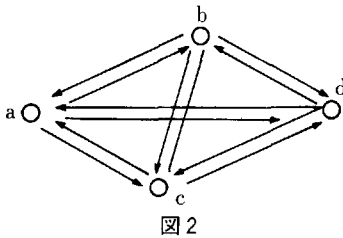


図2

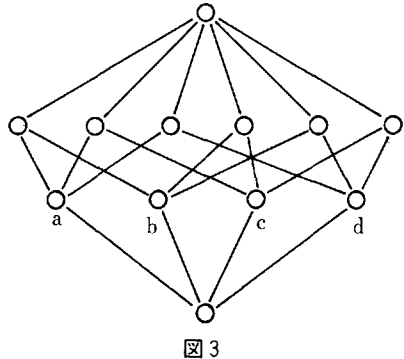


図3

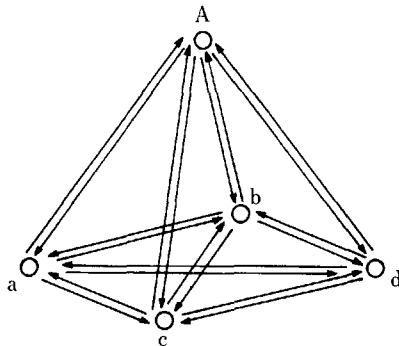


図4

つぎに問題は義務論的命題の体系から、そうした命題によって規定されるペルソナの体系へと移行する。ところでペルソナの体系には二種類ある。一つは私法的体系であり、もう一つは公法的体系である。それゆえまず簡単な方である私法的体系から考えよう。図2はa, b, c, dという4つのペルソナの間での権利・義務関係を図示したものである。そしてその状況を数学の束理論で表現し、さらにその束構造をハッセの図式であらわしたものが図3である。図3の最下段は1個の“無”からなり、下から2段目は4個の点からなり、下から3段目は6個の線からなり、最上段は1個の平面からなる。そして下から2段目の4個の点がペルソナa, b, c, dに該当する。

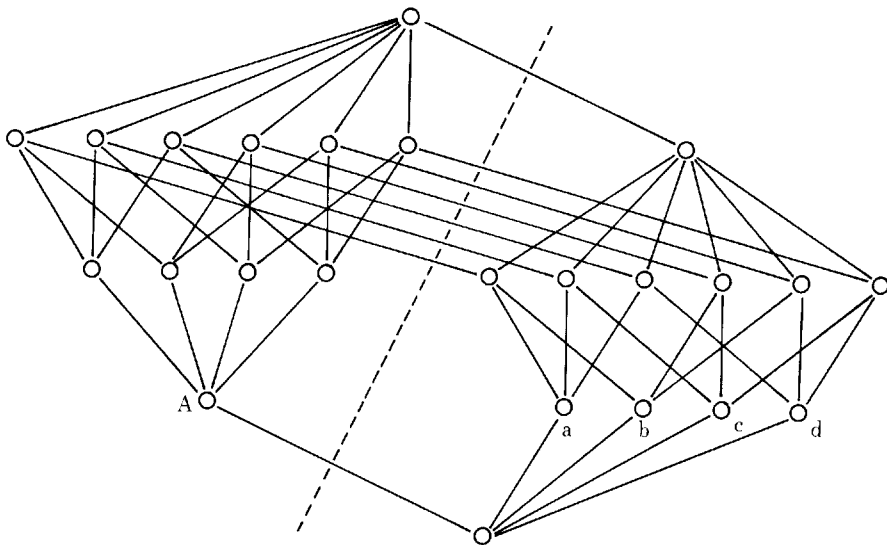


図5

つぎに公法の数学的モデル化に移ろう。私法と公法のちがいは、(1)私法が私人間を律する法であるのに対し、公法が国家と私人間を律する法であるという点と、(2)私法は対等関係の法であるのに対し、公法は上下関係の法であるという点に求められる。そして(1)と(2)の違いをもとにして私法と公法の両方を過不足なく表現しようとするために新しく導入された数学モデルが図4と図5である。すなわちここでa, b, c, d以外に新しくAが導入され、このAはa, b, c, dの構成する私法的表面を超出した(transcendent)位置にあるというわけである。それゆえ図4は図2とちがって立体をなす。したがって図4の束論的表現である図5は“無”, 点, 線, 面に加えて最上段の体が加わり、合計5段の層を形ちづくる。そしてこの図5ももちろん数学上の束構造をもつ。

さて図4, 図5のAであるが、これはもちろん国家(state)を意味する。このAは図4では確かにa, b, c, dからなる表面を超え出ているが、A自体は点である。それゆえ図5で

はAはa, b, c, dと同じ段に同一レベルに位置している。しかしもちろんAの振るまいとそれ以外のa, b, c, dの振るまいとははっきり違い、その違いは図5で十分に表現されている。こうして図4, 図5による“国家”というものは、いわゆる国家法人説的思考の枠組みを示すものといえる。というのもAはa, b, c, dとおなじくペルソナ（法的人格）であり、ただa, b, c, dが自然人であるのに対してAは法人、とりわけ国家法人だといえるからである。

以上で象徴天皇制を論じるためのもっとも基本的かつ普遍的な枠組みができ上がった。そして面白いことにその枠組をなす図1と図3, 図5はともに数学でいう束構造にほかならないのである。ただし束といっても図1の束と図3, 図5の束とは性質を異にする。すなわち図1における要素は義務論理的命題であるのに対し、図3, 図5における要素は点, 線, 面, 体といった幾何学的存在である。また図1が非常にきれいなブール束であるのに対し、図3, 図4は対称性を欠く非ブール束である。一言でいって、図1は論理束であり、図3, 図4は点のような幾何学的対象を要素とするという意味で数理束であるといえる。

さてそうした二種の束、つまり論理束と数理束であるが、束といえば、ケルゼンの有名なことば“国家とは一定地域に居住するひとびとの行動を規制するもろもろの法命題の束にすぎない”が思い起こされるであろう。ケルゼンのこの考えは哲学者ヒュームが自我（self）とはつぎつぎと継起する知覚の束（bundle）もしくは集合（collection）にすぎないといったのに従ったものである。しかし本論文でいう束（lattice, Verband）はそうした束とはだいぶ異なる。たしかに図1にみられる構造は束構造であり、この束構造で、さまざまなペルソナ、つまり自然人や国家法人を規定しているという意味で、国家もまた法命題の束だという比喩的表現は当るかもしれない。しかし本論文では国家というものの実体性を否定するものでは決してない。むしろ国家に自然人なみの人格を認めるものであり、それだからこそ図4, 図5が成立するのである。ただしペルソナは国家はもちろん自然人の場合も物理的存在ではない。むしろフィクション的存在といえるかもしれない。しかし単なる荒唐無稽な架空的存在ではない。実をいえばペルソナは ontic（存在的）な個体ではなくて、deontic（義務論的）な個体なのである。

このようにして本論文の提出するモデルは図1で示された論理束によって義務論的命題の構造を確定し、図2～5で示された数理束によって、義務論的命題の主語となるさまざまなペルソナ間の相互関係を確定するものといえるのである。

3

以上のようなモデルが象徴天皇制を論じるのになぜ必要かといえば、日本国憲法第一条の「天皇は日本国の象徴である」の文言のうちの「国」というタームの確立に必要だったからで

ある。

図4、図5は国家とは一個の有機体であり、元首はその頭、国民は四肢であるといった考え方を排除する。そうした国家有機体説は聖書にまで、いやそれ以前にまでさかのぼる古色蒼然たる考え方であり、キリスト教の教会観も、そして天皇機関説もそうしたモデルの一例である。ちなみに天皇機関説の機関はOrganつまり器官のことであり、また各国憲法でいまでも多用されているhead, Haupt(元首)ということばも、もともとOrganismのOrganの一つであるHaupt(頭)という意味である。しかしそういう全体とその部分といったモデルは図4、5の中には見いだせない。そこで見いだせる国家、つまりAはa, b, c, …の外部にある一つの個体にすぎないのであり、これは英米法の裁判でよく見られる“The State vs. A. B. (国家対誰々)”といった事態をあらわすものなのである。

さらに図4、図5は国家が普遍者(類もしくは種)であり、国民は類もしくは種に所属する個であるといった、これまた古くさい国家観をも受けつけない。というのも図5で明らかなように国家を意味するAはa, b, …等とおなじく個体であって、けっして類でも種でもないからである。類一種一個といった枠組は一見論理学にもとづいた枠組であるように思えるかもしれない。しかしそれは個より種が上位にあり、種より類が上位にあるとするいわゆるポリフィリオスの樹のイメージから生まれたものであって、こうしたイメージは千数百年間もヨーロッパ哲学を毒し続けてきたにせ論理学にすぎず、なんの論理的根拠ももってはいないのである。

このように図4、図5モデルは、有機体モデルでもなく、普遍一個モデルでもないとするばいったいどいう国家観を表明しているのであろうか。図4、図5であらわされている事態は(1)自然人としてのペルソナ同士の権利義務関係と(2)国家法人としてのペルソナと自然人としてのペルソナとの権利義務関係の総体以外のなにもものでもない。そして図4の立体そのものは、個人同士、個人と国家といったペルソナ間の権利義務の交換が働く場所(空間)であるといってもよいであろう。それゆえ国家とはそうした場所そのものではなく、場所の構成メンバーにすぎないというのが図4、図5から導き出される国家観だといえよう。このようにAは立体ではなくて点であるが、図4でみられるように平面から押し上げられた形で超出しており、平面内のすべての点がそうしたAと結ばれているという意味で特異な存在であるといえる。そして図4におけるそうした事態は“多からつくり上げられた一”というスローガンで示すことができよう。ここで多とはa, b, c, dといった自然人つまり国民であり、一とはAつまり国家である。“多からつくり上げられた一”という語はローマの詩人ウィルギリウスの作と伝えられるMoretum(『田園料理』)の中の“color est e pluribus unus(さまざまな色彩混じり合いて一つの色をつり出せり)”から来たものであるが、もっとポピュラーなのは“多からつくり上げられた一(E pluribus unum)”の方であり、このことばは“衆を合して一をつくる”という意味に使われ、まさしくアメリカ合衆国のモットーとされ、アメリカ合衆国の国璽の中にも刻まれているもの

である。ただしこの場合の多はアメリカの各州を意味し、一は各州が結合される（united）ことによって成ったアメリカ合衆国を意味する。しかし“多から生じた一”というモデルは“多くの自然人によって盛り立てられ支えられた一個の国家法人”というふうにも使うことが可能である。ところで“一と多”といえば、西田哲学の有名なスローガンである“一即多”を連想させるかもしれない。しかしこれは“イッショクタ”だというふうに冷やかされたことからわかるように、そもそも“即”という概念にはあいまいさがまといつており、“一”の方だって“全”でもないし“普遍”でもない、ほんとの“個的一”なのかどうかも定かでない。その点“one out of many”の方が“one”と“many”の関係においてまだしも明確だといえるであろう。

4

このようにして問題は“一と多”つまり国家と国民の関係、しかも両者間の権利義務関係ということになってきた。そしてそうした権利義務関係は形式的には図4、図5で表現されるが、さらにその実質的内容は図1にみられるような義務論的命題によって確定される。そしてそうした命題の集合が憲法というわけである。もちろん憲法は日本国憲法以外に各国憲法があるが、かつてのナチス憲法、ファシスト憲法や、現社会主義国憲法を除けば、比較的よく似た条文からなる。すなわちその大部分は国家と国民との間の権利義務関係の規定である。国家は国民に対して例えば思想・良心・信教の自由を保証する義務があり、逆に国民はそうした自由を国家から保証してもらい権利を持つ。自由主義国家における憲法はファシズム国家や社会主義国家とちがってもろもろの権利や自由の大盤ぶるまいをやり、国家は大変な義務を負わされるが、国民の側も単に自由や権利をもつだけでなしに、少ないといえども若干の義務を国家に負う。そしてそのうちの最大なるものが兵役の義務と納税の義務であるが、現在の日本国憲法では前者の義務がはずされている。

国家と国民、一と多の問題はこの位にしておいて先を進まねばならない。というのも本論文の目的は象徴天皇制だからである。とはいえ、一と多の問題はそうした目的達成への重要な布石となる。なぜなら一の方を代表する者が王ないし天皇であり、多の方を代表する者が議会だからである。

もう一度憲法第1条、すなわち「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」をもちだそう。ここで日本国は英語ではthe Stateであり、統合はunityである。「日本国」と「日本国民統合」とが同義語であるかないかの議論はさておき、ひとまず同じまたは近似的に同じとしておくとして、そこには国家というキー・ワードと統合（unity）つまりunitas（一性）というキー・ワードとが出ている。

それでは“多”の方はどうであろうか。こんどは憲法第42条をみよう。

「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」

Both Houses shall consist of elected members, representatives of all people.

ここでのキー・ワードは全国民 (all people) であり、この全 (all) は“多”だと解釈することができるであろう。

ここまでくればもはや筆者の魂胆は察していただけることと思うが、実はつぎのような比例式を予め想定しているのである。

一:多=国家(国民の統合):全国民=国家の象徴(代表):全国民を代表する議員

つまり象徴天皇というものの位置は、いまのような比例式のコンテキストの中で把握されるべきだと考えているわけである。

5

日本国憲法はその成り立ちからみて、英米法ないしは英米の政治文化の影響を大いに蒙っていることは事実である。そこでこんどは理論的面ではなしにむしろ歴史的な面から日本国憲法、特に象徴天皇制といったものをみることにしよう。

イギリス憲法史ないしはイギリス憲政史は終始一貫国王と議会との抗争とバランスによって彩られていると約言できる。そして国王とは“一”の原理の代表者であり、議会とは“多”の原理の代表者であるといえる。

このような王 (Crown) と議会との二元的対立、バランスは必ずしも世界史に普遍的な現象とはいえない。事実、同時代の英国の隣国フランスでは必ずしもそうはなっていない。フランスは絶対主義王制が強固であったことで有名であるが、実際、そのフランスでは1610年から200年近く三部会は休会を命じられ、再開されたのはフランス革命直前の1789年5月5日であった。フランスは大革命後ももちろん王制を廃して共和制となるが、それはたちまちのうちにジャコバン派の独裁に移行し、とどのつまりなんとナポレオンの帝制を生む。この帝制は絶対主義を乗り越して古代ローマの帝制を範としたものである。しかしフランスはその後も王政、帝制、共和制を繰り返し、現在は実に第五共和制なのである。

ところでフランスで強固であった絶対主義というものは理論的にはどういうものであろうか。フランスの典型的な絶対王政君主ルイ14世のことばに「朕は国家なり (L'état c'est moi. I am the state)」がある。このことばはふつう1655年4月13日に王が会議中のパルルマン (高等法院) に狩猟の衣服で手にむちをもったまま突然あらわれ、税の新設に関する勅令の討議を中止させたときに発せられたとされている。しかしその後の研究により“狩装束でむちをもって”というのはあやまりで、また例の名せりふもその場では吐かれていないことがわかった。しかし王

はラフな服装で会議室に入りこみ、討議の中止を命じたことは確かである。こうしてフランスの絶対主義君主は三部会と呼ばれる議会を停止するだけでなく、さらにパルルマンをも無視しようとする挙に出たわけだが、ここで大切なことは三部会もパルルマンも実は王と対抗する勢力だということである。

「朕は国家なり」はルイ14世のことばでないとしてもこのことばが1814年1月にナポレオン皇帝によって使用されたことは興味深い。彼は上院（senat）に対しこう語る。「私は国家である（I am the state）。いまや私だけが国民の唯一の代表者（representative of the people）である。たとえ私が誤りを犯したとしても君たち上院議員はつべこべいうべきではないのだ。」

ナポレオンはさらに立法院（Corps législatif）に対してこう叫ぶ。「国家を掌握しきっていない王座などはピロードの張りつけられた木材にすぎない。国家は王座の中のもののみ存し、王座は国家の中のもののみ存する。国家を把握していない君主制（monarchie）などどこにもない。君たち立法院議員は国民の代表者（les représentants）だと思っている。しかしそれはまちがいだ。フランス国民の代表者は私以外には存在しない。」

こうしてナポレオン皇帝の場合も、皇帝が上院及び立法院を無視するという挙に出るのであるが、ここで大切なことはやはり上院も立法院も実は皇帝と対抗する勢力だということなのである。

このように王権と議会の力とは拮抗するはずのところ、フランスではしばしば王権、帝権の方に錘りがかかりすぎバランスが失われる。しかしその点イギリスでは王権（Crown）と議会（Parliament）のバランスは終始よく保たれてきた。そしてそうなったことの原因の一つにイギリスに特有のコモン・ローの存在があげられる。コモン・ローはイギリス全土に共通（コモン）な法という意味にも解せられるが、また国王と貴族団（baronage）とに共通（コモン）な法と解することができる。この貴族団はことあるごとに国王に対抗するが、時代が下るにつれて、その範囲が拡がり、平民をも含みこむようになり、議会という形で組織化される。

もちろんイギリスといえども強力な王権を主張した王がいる。チャールズ1世は1629年議会を解散し、親政を始めた。しかしエドワード・コークはコモン・ローの精神にもとづき、法というものは人民の上ばかりか国王の上にも立つものであると主張した。つまり法は王権と議会の双方の上位に立つものであり、そうした法こそがイギリスのコモン・ローであり、イギリスのConstitution（国の体質、憲法）であるというわけである。

絶対制君主ともいえるチャールズ1世は清教徒革命の結果クロムウェルによって処刑され、イギリスは共和国に変わった。しかしあにはからんやイギリスの歴史家モリス・アシュレーが述べているところによれば「クロムウェルのもとで、議会はチャールズ1世のもとでよりもはるかに弱体化してしまった」のである。

クロムウェルが死んでから王政復古が実現したが、この復古は歴史家ガーディナーのことば

を借りれば「国王の復古以上に議会の復古だった」のである。そしてそれ以後イギリスでは王と議会が拮抗しながらほどよいバランスを保ちながら現在にいたるのである。

6

このように西ヨーロッパ、特にイギリスでは中世から現代にいたるまで王と議会とが対抗しながら国法にもとづき国家を運営してきているといえる。しかしそうした場合、そもそも国家というものはどんなものであったのだろうか。国家とは現在では *state*, *état*, *Staat* のことであるが、こうしたことばが国家の意味に使われたのは比較的新しいことである。特にイギリスについていえば、イギリス国家はもともと *State* とは呼ばれずに *Kingdom* と呼ばれた。そしてこの語は現在でも *United Kingdom of Great Britain and North Ireland* (連合王国) として生きている。しかし *State* と *Kingdom* は大そう違った概念であるといわねばならない。

Kingdom つまり王国という概念はきわめて古い。これはギリシャ語の *βασιλεία*, ラテン語の *regnum* にさかのぼる。そしてフランス語では *royaum* といい、それが英語化して *realm* ということばがでてくる。しかしこれらはすべて“王”つまり *βασιλεύς*, *rex*, *roi* といった語からの派生語 (*paronym*) である。そしてこれらのことばの意味は、「王の私物である国土」である。というも *respublica*, *republic*, *Commonwealth* は文字どおり「人民の国土」という意味であり、国土は私物でないからである。そしてこうしたことが王制と共和定の基本的な違いなのである。

イギリスが王国たることの証拠は、ごく最近までイギリスの全国土は究極的には国王のもの(私物)だったのであり、ローマ法的な私有権、つまり国民一人一人の私的所有権が完全に認められるようになったのはなんと1922年だったのである。

全国土が王の私物だという考えはアジア的、中国的な王土王民の思想を思わせる。しかしそれと大きく違う点は、国土は王の私有の対象であるが、しかし国民は王の私有の対象ではないということである。ローマ法的思考からいえば、私有の対象は“物 (*res*)”であって“ペルソナ”ではない。しかし人民を王の私有の対象とすれば、それはもはやペルソナではなく“物”だといわなければならない。そしてそれは“物”である人間、つまり奴隷だということになる。

しかしイギリスの王制は王地制ではあるが王民制つまり奴隷制ではない。それはまさしく奴隷制より一步進んだ封建制というものであった。それでは封建制とはなにか。それは封建領主と家来、そして最終的には国王 (*King*) と臣民 (*subditus*, *subject*, *Untertan*) との間の保護と忠誠との法的契約である。ところが契約というものはペルソナ同士でのみおこなわれうるのであってペルソナと奴隷つまり物との間での契約はありえない。だとすると封建制の主従契約における臣下もまた、ペルソナであり、それゆえ権利義務の主体であり、それゆえまぎれもない

自由人である。とはいえ臣民に相当する前掲のヨーロッパ語はすべて“下 (sub, Unter)”という語を含む。つまり君主と家来、国王と臣下は確かに自由人同士の契約を結んでいるのであるが、その契約は、市民的自由人同士の水平的関係ではなしに、垂直的關係なのであり、上下の關係なのである。

このようにイギリスは建国の昔から封建的制度、王国制をとってきた。そして現在にいたるまでその法体系を殆んどかえることなく頑固に保持し続けてきた。しかし中世はともかくとして近世、ましてや現代ともなれば、そうした古い皮袋はむしろじゃまになってくる。とはいえそれでは新しい皮袋とはなんであろうか。イギリスの封建法的王概念は確かに古代オリエントの王概念とは異なる。というのも後者では自由人は王一人であるのに対し、封建国家では家来といえども自由人だからである。しかしそうしたオリエント的王国とも、封建制的王国とも、そしてさらにはローマ的な共和国 (respublica) や帝国 (imperium) と異なる国家概念が古代ギリシアにおいてきわめて高い学問水準において確立されていた。そしてそれがアリストテレスの『ポリティカ (国家学)』だったのである。アリストテレスの『ポリティカ』は政治学の書物などではない。文字どおりポリス (国家) の学であり、国家の定義を与えた書物であり、国家の客観的分類を与えた書物である。ところでギリシャ語で書かれたこの優れた書物は長い間西欧の世界には知られず、やっと13世紀になってフランドル生まれのドミニカンであるギョーム・ド・メルベケがトマスのすすめに従ってテテン訳をなしとげた。そしてギリシャ語を読めなかったトマスはメルベケの仕事をもとし、それを十二分に活用したのである。

さてそうしたメルベケのラテン訳をみってみるとアリストテレスの『ポリティカ』の国家の分類はつぎの三通りの仕方でラテン語に翻訳されている。

(I) 1. *politia aristocratica* 2. *politia oligarchica* 3. *politia democratica*

(II) 1. *communitas civitatis aristocratica* 2. *c. c. oligarchica* 3. *c. c. democratica*

(III) 1. *status optimatum (aristocracy)* 2. *status paucorum (oligarchy)* 3. *status popularis (democracy)*

(I), (II), (III)からつぎの等式が成立する。

$politia (politeia) = communitas civitatis = status$

以上の等式はその後のヨーロッパ世界に決定的な影響を与えた。というのも、ここで状態を意味する *status* というラテン語がはじめて国家という意味に使われたからである。上の等式からもわかるように *status* は *polis* や *civitas* と等価ではない。まさに国制を意味する *politeia* と等置されている。そして国制とは国家 (*polis*) の体質 (*constitution, Verfassung*) を意味し、それは国体であるとともに、その国体を規定する義務論的命題としての憲法をも意味する。とはいえ *status* という語は状態・有様 (ありさま, ありよう) という意味でしかない。ところが13世紀になってアリストテレスの国家分類である貴族制、寡頭制、民主制等々のことがわか

に導入された。したがってそうしたいろいろの国制に対する上位概念として国制一般を意味させることばが必要となり、そのために苦しまぎれに使われたのが *status* ということばだといえるのである。

確かに *state*, *état*, *Staat* という語が国家という意味で頻用されるのは近世に入ってからである。しかしそのような用法は13世紀につくりだされたのであり、このことは英語の *kingdom* とか *realm* という概念の狭隘さを突き抜け、国制つまり国家の種類は王国に限らないと主張する古代ギリシアの遺産をアリストテレスを通じて十分に吸収することができたのである。

さっきあげたラテン語のリストで *communitas civitatis* という語があったが、これは *domus* (家族) という共同体ではなしに *civitas* (国家) という共同体だという意味である。そしてこの意味の *communitas* は EC つまり *European Communities* (欧州共同体) という語の中にも生きているのであり、この語が複数であることからわかるように (*European Economic Community* は単数である) 国家を意味させるのに *state* をきらって *community* を登場させたというわけであるが、その実質は将来はとにかくまだ *state* とさほど違ったものではないのである。

ここでもう一つ大切なコメントを加えるならば *civitas* というラテン語の意味である。この語は確かに *city-state* (都市国家) という意味をもつ。しかしそこで重要なのは国土ではなしに国民 (市民) の方である。すなわち *civitas* は *civis* (市民) の集まり、つまり *body of citizens* (*body politic*) という意味である。そしてこれは *πολιτεία* が *πολίτης* (市民, 国民) の集合体であるのとおなじである。それでは *civis* とはなにか。この市民の中には奴隷も入らないし、在留外国人も入らない。市民 (*citizen*) は自由人のことであり、市民権 (*citizenship*) をもつものである。封建制下における臣民 (*subject*) も自由人であり一定の権利をもつ。しかし古代ギリシャ・ローマの市民のもつような権利とは明らかに違う。臣民と市民は権利をもつという意味ではともにペルソナである。しかし権利の実質的内容には大きな差がある。それゆえ臣民の権利しか知らなかった中世の封建制イギリスに、*politeia* の概念、*state* の概念が導入されたときのショックはさぞかし大きいものだったと想像される。

とはいえいったん封建制の確立したイギリス、しかも制度のうえではきわめて保守的なイギリスでは、そう簡単にはアリストテレス的国家概念は受容されなかった。しかし13世紀のイギリスに *the community of the realm* という英語が登場するのは興味深い。このことばは“王国という共同体”というふうに訳するよりは“王国という国家”と訳した方がよいであろう。というのも先に述べたようにイギリスは古くから王と貴族、王と議会といった二元的要素からなり立っており、その意味からいえば王国ということばはふさわしくなく、だからといって王が存在することは確かだから、“王国という国家”という用語がまだしも実態をよりよく表現していると考えられたのかも知れない。とはいえ *communitas* という語は王の単なる私物でない国家という意味を *realm* という語につけ加えたということだけは確かである。

イギリスは短期間の独裁制を除き、終始一貫して現在にいたるまで、立憲君主制をとってきた。こうした事態を理論的なことばで表現しようとして、イギリス立憲制はアリストテレスのいう君主政（monarchy）、貴族制（aristocracy）、民主制（democracy）の blending, combination, balancing であると主張される。しかしイギリスの立憲君主制の事態はそうした借り物のアリストテレスの枠組をとるよりは、もっとすなおに王権と議会の権利の二元的対立、それも王権の制限と議会の権利の強大という形での均衡という枠組をとった方がいいであろう。アリストテレスの三政体論は確かに B. C. 4 世紀のギリシアのもろもろのポリスを分類するには有効であったが、それが2000年も後まで効力をもつという保証はどこにもないし、現にその枠組はいたるところで破綻をきたしている。

それではアリストテレスの枠組にとって変わる枠組とはなんであろうか。それはやはり王権と議会の権利との二元性の枠組が少くともイギリスでは多年の経験に耐えて生き抜いたという意味ですぐれた枠組であるといえるであろう。王と議会の二つのうち王というものは別に珍しい存在ではない。共和制の時代は別として古今東西、王といわれるものはいやほど見ることができた。珍しいのはむしろ議会の方であり、議会というものが圧倒的な異能ぶりを発揮しているという事態なのである。そしてそうした議会というものの本質はその代表性（representativeness）ということに存する。そしてこの代表性という概念こそはアリストテレスの枠組では見出せないものであり、中世・近世のゲルマン人が新しく発見した独創品だといえるのである。

7

日本国の象徴天皇制を論じるのにずい分寄り道をしたようにみえるかもしれない。しかし以上の考察でつぎの命題を理解するための準備が完了したと思う。

- (1) 天皇は日本国そして日本国民の統合の象徴である。
- (2) 衆参両院の議員は全国民を代表する。

まずこの両命題で“日本国ないし日本国民の統合”と“全国民”は“一”と“多”という形で図4、図5によって表示できる。しかし図4、図5が示すのはそこまでであり、天皇（王）及び議会（議員の集り）は図4、図5が基礎にはなるが、なおそれに“象徴する”と“代表する”という二つの動詞を必要とする。この二つつまり symbolize と represent はともに他動詞であるので、“一”と“多”を“天皇”と“議員”とにそれぞれうまく結びつけてくれる。とはいえこの“symbolize”と“represent”はどのような意味の違いをもつのだろうか。

symbol, symbolize ということばは実にさまざまな意味をもつ。しかし象徴天皇における symbol の意味は以上のような構造主義的コンテクストの中では representative, represent と

わめて接近させて理解しなければならないことは明らかである。実際、symbolize という語は辞書によると represent by a symbol or symbols となっており、だとすると represent の一種だということになる。とはいえやはり represent と symbolize は異なる。

スペインはフランコが死んでファシズム体制を止め王制にもどり、1978年に新しい憲法をつくり上げた。そしてここに symbol という語が使われている。そしてもちろんそれは日本国憲法公布よりも後のことである。

スペイン憲法第56条にこうある。「国王 (Rey) は元首 (Jefe del Estado) であり、国家の統合と永続の象徴 (símbolo) である。国王は国際関係の場においてはスペイン国の最高の代表 (representación) である。」なお第66条はこうなっている「議会 (Cortes Generales) はスペイン国民を代表する (representan)。」

以上2個の条文からみて、symbolize と represent の違いがいちおうはわかるであろう。とはいえ symbolize という語の多義性には慎重でなければならない。特に symbolize という語は自動詞にも使われる。例えばつぎの文章を挙げよう。

Air turn Water, Earth may Fierize,

Because in part they do symbolize.

(気は水に変わり、土は火に変わるべし。それらは部分的に一致し合うからである。)

これはアリストテレスの自然学説を述べた詩文であり、湿と熱からなる気と湿と冷からなる水は湿において一致し、乾と冷からなる土と乾と熱からなる火は乾において一致するからそれぞれの間で相互転化が可能だというわけである。

もともと symbol という語は符節(わりふ)の意味であり、「符節を合する」といういいまわしがあるように、「互いにぴったり合致するもの」なのである。symbol のこうした性格は「国王が国家と一体である」というところまでいきかねない。「朕は国家なり」がそうした場合である。また忠君愛国ということばがある。ここでは君と国が重ねあわされており、これを「君国同一」という。しかし「天皇は日本国の象徴である」は(1) A symbolizes with B (一致する) という自動詞の意味ではなく、(2) A symbolizes B という他動詞的意味である。とはいえ symbolize は represent と違って(1)の意味も持ちうるということは、象徴という語のもつ特異性といわねばならない。

「朕は国家なり」という文章は確かに異様である。つまり文字どおりにとれば意味をなさないのであり、それゆえこの文章は隠喩としてレトリカルに解さねばならない。つまりシンボリックな意味に解さねばならない。

例えば「世の中は舞台だ (All the world's a stage)」というシェークスピアの『お気にめすまま』のことばを考えよう。これは「舞台とは世の中だ」といってもおなじことである。しかしそうした文章は文字どおりにとってはならない。ほんとの意味は「舞台は世の中の比喩であ

る」もしくは「舞台は世の中というもののシンボルである」という意味である。つまり舞台はそこで世の中の代りをつとめているわけである。「国家は朕なり (L'état c'est moi)」「朕は国家なり (I am a state)」もおなじであり、それは「王は国家のメタファである」「王は国家のシンボルである」という意味であり、王は国家の代りをつとめる存在だということである。

こうして王と国家、天皇と国家は同一物ではなく、王も天皇も国家の象徴であるといわねばならない。そしてそうした意味での symbol の使用の古い例がプロテスタント神学にみられる。すなわちカトリックのミサにおいて、パンとぶどう酒がキリストの肉と血にかわり、そのとき「これはキリストの身体であり、これはキリストの血である」と唱えられる。これは最後の晩さんでキリストが語ったことばを文字どおり解釈したものであり、全質変化 (transubstantiation) 説といわれる。しかし多くのプロテスタント派はこの説を否定し、キリストのことば “This is my Body” は文字どおりではなく、“This signifies my Body” もしくは “This is the symbol of my Body” の意味だという説をとった。ちなみにイギリス国教会はもちろん全質変化説を否定するのであり、イギリス国王は戴冠式に際し、この説を否定することを誓わねば王位につけなかったのである。

いままでのところ represent, symbolize, signify といった動詞がでてきたが、それらはすべて “stand for” という動詞で括ることができよう。つまり stand for (stare pro) は文字どおり “~の代りに立つ” という意味である。そしてこの stare pro というラテン語は中世論理学においては、しかじかのことばはこれこれを “意味する” という意味で盛んに使われた。また英語では “The olive branch stands for peace (オリーブの枝は平和のシンボルである)” というように、そして The stars and stripes stand for the United States (星条旗はアメリカ合衆国を象徴する) というふうに使われている。

このように “~の代りに立つ、~を象徴する” という動詞の主語は(1)ことばでもいいし、(2)ものでもいいが、さらに(3)人間でもいいのである。そして国王や天皇が国の象徴であるという場合はこの第3のケースなのである。つまり議員が全国民の代表であるという場合、議員というペルソナが国民という多数のペルソナを代表するのと同様に、国王や天皇というペルソナが国家というペルソナを象徴するのであり、どちらの場合もあるペルソナが他のペルソナの代りをつとめる、代理をするということにはほかならないのである。そして「朕は国家なり」についていえば、国王は自然人であり、国家は法人だとすれば自然人と法人が同一だということはいえぬのであり、前者が後者を代表するという関係しか起りえないのである。

象徴ということばは日本国憲法やスペイン憲法のように天皇や国王について使用される。しかし国家の代表としての大統領についても使われる例がある。フィリピン憲法がその例であり、その第7条にこうある。「フィリピンの大統領 (President) は象徴的な元首 (symbolic head of state) である。」ここでいう symbolic はイギリス法でよく出てくる意味とは異なる。確かに例

えば *symbolic delivery* (象徴的引渡し) ということばがある。銀行の貴重品保管金庫にある貴重品を引き渡すのに、その金庫の鍵を引き渡す場合がそうである。しかしいまの場合ほんものの元首がいて、それになお象徴的元首があるという意味ではありえない。象徴的元首という場合、象徴的はノミナルという意味ではなく、国家を代表もしくは象徴するという本来の意味に相違ない。

象徴というものを名目だけの存在といったふうに軽くみようとする解釈があるのとは逆に、象徴を神秘的な存在といったふうに重々しくみようとする解釈もある。確かに *symbol* という語はギリシャ以来、閉鎖的な密儀教団において互いに相手を自教団のメンバーだと識別するために使われる紋章、身ぶり、相ことばを意味することがある。しかしこれは *μυστικὰ σύμβολα* のように *mystical* という形容詞がつけられたうえでのことであり、*σύμβολον* だけであれば公然たる記章や記号のことであり、なんの神秘性も含んでいない。

フィリピン憲法においてみられるように君主だけではなく大統領に対しても象徴ということばが使用されるからには、象徴という語の神秘性はあまり勘定に入れる必要はないであろう。そもそも現代の法体系では図4、図5のようなペルソナ関係が一次的である。つまり国家が一次的であり、国王、元首といったものはその代理にすぎないのであり、国家が国王の私物であるということはもちろん国王の代理であるということさえ許されないのである。

とはいえそうした現代の法体系においてなぜ国王が存在する必要があるのだろうか。その答えはやはり図4、図5の体系からひき出される。すなわちそこでは国民の多性と国家の一性が存在し、多性の方は議会が代表するとして、一性の方はやはり国王なり大統領なりが代表する必要があるわけである。

議会政治は政党によって運営される。その場合二大政党の場合もあるし、多党の場合もある。しかし政党とは *party* つまり党派であり、語源的に言えば *part* つまり部分という意味をもつ。これは代議制の本来の役目からいって当然であり、統計学からいっても標品は母集団の多様性を反映しなければならないからである。それゆえソ連圏やファシズム国家のように単一政党、単一党しか存在が許されず、単一党が政治をおこなうというのは、党という本来の語義に反する。というのも部分の一つしかないということ自体、形容矛盾であるし、部分がすなわち全体だということもおかしな話だからである。それゆえ党というもののはやはり複数個存在しなければ意味がなく、だからこそ複数の政党からなる議会が多を代表しうるのである。

このように党というものが国家を代表するのではないとすれば、党を越えた存在、もしくは党の局外に立ち、もっぱら一性を代表する存在が必要となる。そしてイギリスの場合それがイギリス国王であり、時の政府が労働党であろうと保守党であろうと国王はそうした政党から超然としており、かつ中立的であり、もっぱらイギリス国の一性と永続性を代表し続ける。つまり労働党が政権をとってもそれは革命というわけではないから永久政権といったことにはならず、

選挙に敗ればふたたび社会主義から自由主義に引きかえすことが可能なのであり、イギリス国は国王のもとでその一性と恒久性をなんら損うことなしに保持することができるのである。

8

国王というものを国家の象徴だという表現で規定するのは珍しいといえれば珍しい。というのも国王は国家の統治者（ruler）であるという規定が昔はふつうだったからである。しかし英国の立憲制の成立とともに王は rule や govern はせず、reign（君臨）するだけということになった。しかし以上三つの他動詞はその目的語として国家や人民というものをとる。だとすると国家や人民は客体であり、受動体もしくは被動体である。つまりベルソナではない。実際 govern という語は語源的には操縦するという意味であり、この場合、目的語となるものは船である。reign はラテン語の regere から来たものであり、regere は rex（王）たること、つまり君臨するという意味である。そしてドイツ語の regieren もそこから出て来たのであり、それはさらに herrschen というゲルマン語に置きかえられた。もちろんこの herrschen は Herr（君主、主人）からつくられた語であるが、Herr の反対語は Knecht（奴隷、下僕）であり、それゆえ herrschen の目的語は奴隷、つまり servant なのである。

govern, government ということばはなにも monarchy にだけ使われるのではなく、リンカーンのように democracy が the government of the people, by the people と定義されるのであり、民主主義とは人民が人民を支配することなのである。このように govern ということばは法学的なことばではなくて、政治学的（political）なことばである。そして政治学はアリストテレスの国家学（Politica）の創設にかかり、創設者の哲学的立場が存在論の立場であることからわかるように、govern という語は ontic（存在的、事実的）なことばであって、deontic（義務論的、法論的）なことばではないのである。ところで図1は義務論的命題からなり、図2～5はベルソナを要素とするのだから、govern という語はそれらのどれにもなじまない。というのも物や奴隷にはベルソナはないからである。

それに反し王を govern という語で特徴づけられるのではなしに国家の symbol という語で特徴づける方が図1～図5の体系にずっとうまく適合する。ところでそうした試みは、古くは19世紀イギリスの自由主義的政治家グラッドストンの著作『過ぎし年月の拾遺（Gleaning of past years）』にみられ、そこでイギリスの国王は「国民統合の象徴（the symbol of the nation's unity）と規定されている。また法学者ケルゼンは「君主は国家的秩序の統合性を、単一の、目で見られ、とらえることのできる人格性によって象徴的に表現する」と述べている。

しかし以上は単なる見解であって実定法におけることばではない。実定法、特に憲法での symbol という語の使用は日本にはじまりフィリピン、スペインでみられるが、日本よりも早

い例、そして恐らくもっとも早い例は1931年のイギリスのウェストミンスター条令の前文であろう。そしてそこにこうある。

「国王 (the Crown) はイギリス連邦 (the British Commonwealth of Nations) 所属国の自由な連合の象徴 (the symbol of the free association) であり、それらの所属国は国王に対する共通の忠誠 (a common allegiance to the Crown) によって結合 (unite) されている。」ここでいうイギリス連邦の所属国とは連合王国 (イギリス本国) と、自治領と呼ばれる6つの植民地 (カナダ、オーストラリア等) のことである。つまりそうした7つのメンバーが国王に対して共通の忠誠を誓うというわけである。そしてこの“共通の”という語によって、いままで存した本国と植民地という差別がなくなり、平等の地位が認められたということが意味されている。

イギリスの植民地といえばかつてはアメリカもそうであった。しかしアメリカはカナダやオーストラリアと違って植民地状態を脱し完全に独立してしまう。そしてこれが1776年のアメリカ独立革命である。ところでこの独立とは植民地が本国から独立することであるが、このイギリス本国は国王と本国議会からなる。そしてアメリカ植民地人はこの両者に対して一度に反抗したのではなく、まず本国議会にだけ反抗したのである。アメリカ植民地人は「代表なくして課税なし (No taxation without representation)」のスローガンで本国の議会に反抗した。しかし初めのうちは国王にまで反抗するつもりはなかった。というのも国王に対する反抗は国王に対する忠誠破棄であり、それは反逆にはかならないからである。しかしイギリス本国側の不手際もあって、植民地人は国王にも反逆することに踏み切る。すなわち1776年7月4日の独立宣言の中で「この連合植民地は自由にして独立なる国家 (states) たり、また権利として当然に然かあるべき (ought to be) である。これら諸邦はイギリス国王への忠誠 (allegiance to the British Crown) より今後一切解除 (absolve) される」と述べられている。

このようにアメリカはイギリス本国の議会と国王の両方から自らを切り離れたが、イギリス連邦所属国の6つの植民地は本国議会からは切れたが、国王に対する忠誠は保ち続けている。とはいえ国王に対する忠誠といってもウェストミンスター条令の場合はいささか意味が変わってきている。連邦所属国のうちの一つは連合王国 (United Kingdom) であり、他は自治領 (Dominions) である。そしてこの kingdom という語も dominion という語ももともと国王の私物という意味である。ただし王国および自治領の住民は奴隷、つまり国王の私物ではなしに臣民である。そして臣民たるものは君主に忠誠心をもつのは当然の義務である。しかしながらウェストミンスター条令におけるイギリス連邦は kingdom でも dominion でもなく Commonwealth である。より正確にいえば連邦所属国の連合 (association) である。だとすると kingdom や dominion とちがって King の私物というわけにはいかない。実際、条令においても King という語は使われずに Crown という語が使われる。しかも Commonwealth ないしは association が Crown の直接支配する私有物ではないということをはっきりさせるため、国王

は「連合の象徴」であると表現したのである。このことによって王は連合つまり英連邦を支配するのではなく、代表するのであるといったことが明確になる。そして支配においては支配対象は物件（res）であるのに反して象徴あるいは代表においては象徴され代表されるものはベルソナなのである。

9

ウェストミンスター条令で初めて登場した象徴の意味はいま述べた通りであるが、それに関連してそこに出現している忠誠という語を検討してみたい。象徴という語が法律用語としてはニュー・フェイスであるのに反して忠誠（allegiance）という語は中世封建制にまでさかのぼる大へん古いことばである。この語はもちろん国王に対して使われるのが本来の用法であるが、アメリカ合衆国では国家に対して使われる。すなわちアメリカの市民権をとるに際しては忠誠の誓約が要求される。そして本人は公開の法廷で、以前属していた国や国王に対する忠誠を捨てアメリカ合衆国に対し誠実と忠誠（faith and allegiance）を捧げることを誓うのである。

アメリカ人は独立革命によって国王を失った。従って王の臣民であることはなくなった。しかし忠誠というものはそのまま残るのであり、subjectが王に捧げる忠誠がこんどはcitizenが国家に捧げる忠誠にとってかわられるのである。

こうしたことは現行イタリア憲法でもっとはっきりと明文化されている。すなわち第54条「すべての市民（citadini, citizens）は共和国に忠誠（fedeli, fealty）でなければならない」と第91条「大統領はその職に就くに先だち、共和国に対する忠誠（fedelta, loyalty）を宣誓する」がそうである。ところで第87条では「大統領は国の元首であり、国の統一を代表する」となっている。それゆえ、国家の代表である大統領もまた国民とおなじく国家に忠誠を誓うということになり、国家が国民と大統領の上位にあるということは明らかである。

このように共和国においては、アメリカであれ、イタリアであれ、国王がいないのだから当然のことながら忠誠の対象は国家に向けられる。しかし君主制の国、王政の国では忠誠の対象は確かに中世以来の伝統により君主たる国王に向けられるが、しかしアメリカを初めとする共和国における国家に対する忠誠がより普遍的になり、そちらの原理に従うとなれば、国王は国家の象徴だという形で、国王に対する忠誠を国家の方に転移させざるをえなくなる。他方、国王を失ったアメリカでも新しく国旗が国家の象徴になり、事実、国旗に対して忠誠を誓う（pledge allegiance to the flag）ということがおこなわれているのである。

ところで国家に対する忠誠の問題であるが、その古典的な例はプラトン対話篇の『クリトン』にみられる。そこでソクラテスは祖国、そして祖国の法に対して忠実たるべきこと（*πίθεισθαι*, trust in, believe in）を醇々とクリトンに説き聞かせる。ところで当時のアテナイはも

ちろん民主制国家であった。しかし、おなじ民主国家であるアメリカ合衆国における国家への忠誠は、そうした古代ギリシャの思想をストレートに継承したものではない。そうではなくてイギリス人をも含むゲルマン人の封建制度に見られる君主への忠誠というものをくぐり抜けることによって形成されたものなのである。

さて日本国民法の第一条において私権の基本原則として信義誠実則がうたわれている。この信義誠実はドイツ語では *Treu und Glauben*, フランス語では *bonne foi*, 英語では *good faith* である。そしてこれらはローマ法における *bona fides* にまで遡る。しかしこうした原則は私法におけるものであり、図2, 図3においてのみ適用されるものである。それでは図4, 図5のような公法においてはどうかであろうか。それはソクラテスの場合がその好例である。そしてそこで *πειθισθαι* (忠実である) という語がもちいられた。しかしこのギリシャ語はラテン語の *fido* (信頼する) と同根であり、その名詞形が *fides* であり *fidelitas* にほかならない。とはいえソクラテスとちがってこの *fides* ということばは中世では国家に対しては用いられず、まず神しかもキリスト教の神に対する信仰、そしてキリスト教を受け入れたゲルマン人が創設した封建制においては主君に対する忠誠という意味に使われた。そこで、そうした封建的主従関係というものをみることにしよう。

さて中世封建法では、臣下は君主の奴隷ではなくて、君主と主従契約を結ぶのであるから、契約の一方の当事者としてりっぱにベルソナをもっている。臣下は主君に対し「忠誠と臣従 (*foi et hommage*)」を捧げる。ここで *foi* は *fides*, *fealty* のことであるが、民法における水平関係における相互信頼ではなしに上下関係における信頼つまり忠誠である。つぎに *hommage* はドイツ語では *Mannschaft*, ラテン語では *homagium* であるが、これらは *homme*, *Mann*, *homo* たることを自らが認めることである。ところでこの“ひと”はいまの場合は“家臣”を意味するが、主従関係を結ぶことによって、奴隷という物的存在でなしに“ひと”となったという意味で“ひと”の原義は生きているのであり、さらにいえば契約を結んだという意味でベルソナでもあるといえる。このことは英語の *baron* (国王の直臣, 諸侯, 貴族) がもとは“ひと”という意味であったのと同じ事態である。

つぎにウェストミンスター条令に出てくる忠誠 (*allegiance*) ということばを検討しよう。この語はラテン語の *ligare* (結びつける), *ligamen* (紐帯) と関係させられ君臣を結びつけるものという意味に解釈されることもあるが、ほんとうはゲルマン語の *ledig* (自由な) ということばから来たものである。この *ledig* はラテン語の *liber* に相当し、奴隷ないし農奴ではない自由人という意味である。そして英語では *liege* は(1)君主と(2)家臣の両方の意味をもつが、これは君主も家臣もともに自由人であり、だから家臣契約は当然自由人間の自由意志にもとづく契約だということになる。このように *liege* が君にも臣にも使われるということは、封建契約というものが確かに上下関係で結ばれるのではあるが、けっして片務的ではなくて、完全に双務的

であり、領主もまた、家臣に対して忠誠であることことが要請されたという事実を表現しているのである。

一口に英米法（Anglo-American Law）といっても、こと忠誠に関しては、アメリカはイギリス国王に対する反逆者であり、イギリスの鬼子である。つまり国王に対する忠誠が国家に対する忠誠へと切りかえられた。たとえば帰化（naturalization）に際して、アメリカでは前述のように国家に対して忠誠を誓うのに、イギリスでは現在も「私何某は全能なる神にかけて、女王エリザベス二世に対し、忠実（faithful）であり、かつ忠誠（allegiance）を捧げることを誓う」といった文言を使用する。またアメリカでは刑事事件は“United States vs. A. B.”であるのに対し、イギリスでは“国王対被告人何某”という形をとり、その名も Crown case と呼ばれる。そしてこれは公衆を代表するもの（representing the public）としての国王の名において告発がおこなわれたからである。

イギリス連合王国はいまでも女王を戴くれっきとした王国であるから、実質はともかくとして法的形式は封建時代からのものを保存してもかまわないかもしれない。しかしウェストミンスター条令におけるイギリス連邦ともなればそうはいかない。連邦構成メンバーは単なるイギリス国王に忠誠を誓うのではなしに、連邦構成国の自由な連合の象徴としての国王に忠誠を誓っているのである。つまり条件付きの国王に忠誠を誓っているのであり、忠誠のほんとうの対象は実は連合だというべきであろう。このようにしてイギリスは連合王国においてはとにかくとして、イギリス連邦に関する限りイギリス原理つまり王国原理・臣民原理からアメリカ原理つまり市民国家原理へと一歩近づいているのである。

日本国憲法における象徴天皇の考えが、ウェストミンスター条令の影響下にあるとしても、象徴の考えを天皇ないし国王と国家との関係に適用したのは世界で初めてだったというべきであろう。とはいえ日本の場合、ウェストミンスター条令にあったような忠誠の観念は文字の上ではあらわれていない。しかしながら国王に対する忠誠義務は国王の定義上の自明のことであり、国家に対する忠誠義務も当然のこととして明文化する必要もないし、イタリア憲法などの例を除けば明文化されたものはまずみられない。しかし日本国の場合も国民が自国と自国の憲法に服従の義務があることはもちろんである。ところで日本の天皇はヨーロッパの封建国王とは違った意味ではあるが、古くから少なくとも尊敬の対象であったことは歴史的事実である。そしてこのような日本特有の天皇崇敬と普遍原理たる国家への忠誠をつなぐものが“象徴”という概念装置だったといえるのである。

象徴というものは、なにものかを象徴するものである。つまりなにものかを指し示すものである。それは指が月を指し示すのと似ている。指が月を指さすとき指によって示された月を見るのが肝腎であって指だけを見て月を見ないということは愚かなことである。国主に対する封建時代以来の忠誠が残っているヨーロッパではとにかくとして、ヨーロッパ封建制とは伝統が

異なる天皇に対しヨーロッパ的な忠誠を国民に強いる必要はない。また国家を忘れて天皇だけに忠誠を尽くしてもあまり意味がない。しかし日本国が近代国家としての存在を維持するためには普遍原理である国家に対する忠誠は否定できないであろう。

1931年のウェストミンスター条令ではまだイギリス連邦構成国のイギリス国王に対する忠誠ということばがみられた。しかし1949年のロンドン宣言では少なくともインドに関しては国王に対する忠誠ということばは消える。それは1947年にイギリス連邦に加えられたインドが直ちに自らの憲法を制定し、「独立主権共和国」となったからである。その結果新国家インドはイギリス国王に対する忠誠を拒否する。したがってインド総督の存在をも否定する。このまま進めばアメリカの独立とおなじことになったかもしれないが、インドはかろうじてイギリス連邦の一員にふみとどまる。そしてそのときなされたのがロンドン宣言であった。ここでインドは「国王（King）を連邦内の独立せる構成諸国の自由な連合の象徴（symbol）として、またかかる限りにおいて連邦の首長（Head of the Commonwealth）として認める」と主張する。こうしてインドはかつての忠誠の対象であった国王は否定し、連合の象徴である限りの国王のみを承認するにとどめることとなったのである。

以上のことからみると国家の存立のうえで、国王に対する忠誠は二次的なものといえるであろう。さらには国王そのものも二次的存在となってきたといえるであろう。というのも国王は国家の代表であり象徴であるとするれば、国家が一次的であり、国王は二次的となるのは当然だからである。そしてそうした一次的なシステムが図4、図5で示されるものだったのである。

忠誠という概念にだいぶこだわってきた。しかし国王に対する忠誠はもちろん、国家に対する忠誠も実は純粹に法的な概念というよりは倫理的、心理的な概念といえるであろう。そしてこのことは民法に堂々と登場している信実誠実についてもいえることである。しかしそうした倫理概念だけで民法も公法もなりたっているわけではない。もっと精密な法理論的用語で個人と個人、個人と国家の間の権利義務関係は規定されている。しかしだからといって誠実はいらないというものではないのであって、そうしたことばが現代法においてもしばしばみうけられるのも、なおその必要性が存するというを物語っているといえるであろう。

10

ここらで結論に入ろう。そのためには最初に提示した国家論の図式つまり図4、図5にもどりながら復習してみよう。イギリスを初めとする中世的な性格をもつ王国では王が前面に出て国家というものの出番がなかった。しかし、やがてこれは逆転し、国家の方が前面に出てくる。そしてさらに国家は法人として一個のペルソナをもち、国王の所有から離脱する。これに対し

国民の方も市民として、つまり市民権をもつベルソナとして、国家とは別個の存在となる。こうして“一”と“多”というグループ分けが可能となる。図のAとa, b, c, …の二つのグループ分けがそれである。図4では“一”が上位となっているが、図5では“一”と“多”が等位である。そしてこの等位の“一”と“多”は相拮抗させた方がいい。なぜなら一が強いと国家主義に、多が強いと無政府主義になるからである。多に関しては直接民主主義の場合は別として、多の数が大きくなりすぎると複数の代表者が選ばれるが、これが代議士であり、かれらが議会をつくり、立法権を独占する。他方“一”は法人だからその代理人が必要である。この代理人（代表者、象徴）は少数なら複数人でもいいが一人の方が普通である。そしてこの一人は国王のこともあり、大統領のこともあるが、日本の場合は憲法で天皇だと決められている。

以上のような国家システムの功罪を論じることはもはや紙数が尽きたので不可能である。ただ象徴天皇にのみしぼっていえば、その利点はさしおいて危険性についてだけ一言しよう。代表と違って象徴ということばがなかなか難しく多義的な語であることは確かである。symbolizeは“signify some hidden things”という意味もある。そしてそこに天皇の秘義性を含ませようとする人がいるし、逆にそれに対して危険性を感じとる人がある。しかし天皇がなんの象徴であるかは明確に規定されている。すなわち天皇は対外的には日本国を象徴し、対内的には国民の統合を象徴している。そしてそこではむしろ象徴を代表、代理と置きかえてもいいくらいの透明性がそなわっており、神秘性や隠微性はなんら認められない。そしてもしそうしたものがあってもそれは天皇自体の属性であり、象徴天皇制の属性ではない。つまり天皇自体の属性は象徴天皇制にとっては essential ではなくて accidental だといえよう。

象徴天皇制の以上のような面とは別に、国家の代表者たる天皇がたまたま専制君主化するという危険の可能性を考えてもいい。しかしこれは天皇だけに限られた問題ではない。国王だって大統領だって独裁者となる可能性はあるし、各国の歴史はそうした例をいやほど提供してくれる。そしてそうした独裁化に対する強力な歯どめとしてまさに代議制というものが作りだされたのであり、独裁化の防止は一にかかって議会と議会支援勢力の健全さ如何に依存するのである。

前述したようにルイ14世は「朕は国家なり」といったと伝えられる。しかしそうした国王と国家の同一視は図4、図5のスキーマに反する。また忠君愛国、君国同一の考えもおなじである。レーニンが1922年5月27日におこなった演説で「われわれが“国家”というとき、それはわれわれのことなのだ。それはプロレタリアートのことであり、労働者階級の前衛のことなのだ」と叫んでいる。まさに「朕は国家なり」を想起させる。ナポレオンは口がすべって「朕が国家なり」を叫んだが、しかし「朕は国家の代表だ」と言いなおす。しかしそれだけでなしに「朕だけが国家のみならず国民全部の唯一の代表者である」と言う。そしてこの言葉は上院お

よび立法院に対して投げかけられたことばであり、議会に対する挑戦である。そしてこうした思想もまた、“一”と“多”の二元性を基幹とする図5の思想と相容れない。そしてまさにそうした思想を排除するために、図4、図5の構造が構想されたというべきである。そしてそうした構造は図1で示されるような義務論的命題の集合でさらに明確化される。そしてそれが“法の支配”というものであり、忠誠というものがなお存在しなければならないとすれば、それはなによりもまずそうした法に対して捧げられるべきであろう。とはいえ図4、図5で示された構造が最適であるという保障はない。そうした構造が最適かどうかは一にかかって今後のsurvival testにさらされることによってのみ証明されるのである。

(平成元年4月29日)